

明治初期の府県境の画定過程における各主体の見解

—比叡山を事例に—

喜多祐子

I. はじめに

- (1) 問題提起
- (2) 研究対象地

II. 比叡山における府県境

- (1) 府県境の画定過程
- (2) 画定した府県境の位置

III. 府県下の村落が主張する境界

- (1) 京都府側の村落
- (2) 滋賀県側の村落

IV. 山門が主張する境界

- (1) 山城・近江旧国界
- (2) 山門が主張する境界の位置

V. 府県境に対する各主体の認識と対応

- (1) 山門と四至結界
- (2) 村落住民の生業と境界
- (3) 京都府と仏教弾圧
- (4) 滋賀県と境界

VI. おわりに

I. はじめに

(1) 問題提起

明治政府は江戸時代までの体制を崩壊させ、新しい国家を構築するために、府県を設置した。置県のねらいは、全国を府県という等質の単位に分割することにあった。

府県に関する研究は、歴史学の分野から活発な議論が展開されてきた。例えば、府県の設置にいたる政局の動向¹⁾、府県の区域構成²⁾、

府県の統廃合³⁾、府県下における地方自治制度の成立過程やその特徴⁴⁾など、議論は多岐にわたる。政治地理学や歴史地理学の分野では、行政区画の変遷や府県名の由来を検討する研究がある⁵⁾。以上のような研究を通して、明治期の府県は古い慣習が払拭できず、各地の地域性を均質化するには至っていないことが明らかとなった。

地方における権限を一任された府県が、明治政府や自府県の方針を村落のレベルにまで浸透させるために、自府県全域の概況、およびその周縁である府県境を掌握しておくことは不可欠である。後者に関しては、府県の周縁、つまり隣接する府県と接触する部分の町村界が府県境にあたる。明治21(1888)年の市制・町村制が施行される以前は、府県より下位の行政区画として、郡、区、町村という構造がとられていた⁶⁾。地籍図においては、町村図を接合して郡図、府県図の作成を意図したため、行政区画の境界、接合関係にはとくに注意が払われたという⁷⁾。新しく府県という行政区画が設定されたのだから、府県境が旧藩境や旧国郡界と一致するとは限らず、土地の所属を明確にするために、府県境の確認作業が全国的に行われても不思議ではない。

明治期の府県境についての考察を試みた研究は希少である。岩田は、明治6(1873)年から同24(1891)年に至る過程で府県境の基礎ができたと位置づけている。その一方で、

キーワード：府県境、比叡山、京都府、滋賀県、花ヶ谷

「府県の性格」が当初より確定されていないがゆえに、現在でも府県境をめぐる問題が惹起されると述べた⁸⁾。ところが、境界未確定地として処理されている府県境に関しては、必ずしも境界を明確にせずに、争論そのものを回避している場合もあるため、この見解だけでは府県境を説明しきれていない。

矢ヶ崎⁹⁾は、白山の土地所有をめぐる問題から府県境争論へと発展した事例を紹介している。林¹⁰⁾は府県境付近の実態を調査することで、明治初期に設定された府県境が地元住民の慣習を無視したものであったことを立証した。岩田¹¹⁾、阿由葉・鴉崎¹²⁾、宇野¹³⁾は、府県の飛地が整理される様相を検証した。そこでは地元住民の利害関係よりも、行政を施行する際に生じる諸問題を解消することが優先された。しかしながら、鳥海山の不自然な形状をなす府県境に着目した佐藤¹⁴⁾は、府県境が旧藩境を踏襲したものであることを突き止めており、府県の編成が地元住民の慣習を無視しているとは必ずしもいえない。このほか、地元住民の慣習や信仰を重視するがゆえに、明治の実測図が作成された直後に、その記載とは異なる府県境が設定されたという長野¹⁵⁾による英彦山の事例がある。

以上を整理すると、府県境には曖昧な性格も確認され、地域によりその性質が異なることがわかる。それゆえ、境界未確定地のまま処理されていたり、府県境が地図上で形式的に設定されたりすることもある。このように、府県境には、部分により明瞭な一本の細い線として捉えられる境界（バウンダリー）と、曖昧さを有する帯状の境界（フロンティア）とを含んでいるのである。

帯状の境界が存在する要因の1つとして、慣習的な土地利用、すなわち用益権の問題があった。とりわけ江戸期までの山野に関していえば、複雑な所有・利用形態をとっていたため、山野を利用する地元住民の間でその帰属や境界をめぐる争論が発生しやすかった¹⁶⁾。

当事者らで解決できない際には、彼らに代わって幕府や領主が裁許を下した¹⁷⁾。そのほか、領主自らの統治のために、境界を鮮明にする場合もあれば¹⁸⁾、反対に争論の勃発を恐れ、あえて境界を不明瞭なままで処理する場合もあった¹⁹⁾。

明治初期の段階では、それまでの境界のあり方が直ちに断ち切られたとは考えにくい。境界がその土地の歴史、慣習などと密接なものであったとすると、府県はその地域に見合った対応を行うこともあったはずである。したがって、府県境をめぐる隣県との交渉の際には、両者の意見や対応に齟齬をきたす可能性がある。

本研究の目的は、明治期の府県境に対する各主体の認識や対応を明らかにすることにある。筆者はかつて明治期に画定した府県境を示した地図のリストの一部を紹介した²⁰⁾。このリストにより、すべての府県において府県境をはっきりさせる行動がみられたわけではないこと、反対に熱心に境界の解決を試みようとした府県もあることが読みとれる。府県の境界に対する様々な主体の認識や対応の中で、いかに境界が画定されていったのかという過程の詳細について着目した研究はほとんどなかったが、こうした視角は地方行政について検証する上で重要な意味をもつ。

府県ごとの対応は、明治初期の仏教弾圧の方法でも異なっていた。例えば、明治4(1871)年の上知(政府による寺社領の没収)の実施に際しては、境内地の解釈をめぐる「地方によって緩厳の差異」があったという²¹⁾。秋田県では県内の社格確定や上知といった寺社領の調査が遅滞したとの報告がある²²⁾。寺社の多い京都府や滋賀県下においては、寺社の規模や権力に大小があり、旧体制との関連が強い寺社も存在したため、府県は寺社の状況に応じた個別の対応を強いられたはずである。こうした歴史的・社会的背景も踏まえて、地方行政のあり方を考えていく必要性があろう。

(2) 研究対象地

本稿では比叡山を事例に取りあげる(図1)。

埼玉県と東京府との府県境の画定をもっとも早い時期からの交渉とする研究もあるが²³⁾,



図1 比叡山の概念図

注) 25,000分の1地形図「大原」(大正11年測図), 「京都東北部」(大正11年測図)より作成。
---は京都府と滋賀県の現在の府県境を示す。

比叡山の事例ではさらに早い段階で府県境が裁定されている²⁴⁾。裁定結果及びその事務処理の方法は同様の問題をかかえる他府県へ影響を与えた可能性がある。また史料に関しては、一連の経緯を示す文書や絵図（表1）が多数残存しており、その過程を追うことが容易である。

明治4年、寺社に対し上知が実施され、境内地として認められた場所以外の土地は明治政府へ返還された。翌5（1872）年3月27日には延暦寺女人登山禁制が解除されている²⁵⁾。このように、明治維新以降の比叡山一帯は大きく土地利用が変化した箇所でもある。さらに、京都・滋賀両府県の府県境は、比叡山の結界内に設定されることになった。この事例は仏教弾圧を考察する上で興味深いものである。

明治期の京都・滋賀両府県の府県境の画定過程に関しては、京都府立総合資料館編²⁶⁾と拙稿²⁷⁾がある。前者は京都府の公文書、後者は政府が管理・保管してきた『公文録』に依拠した論考である。いずれも史料的制約

が大きく、十分な研究がなされたとはいえない。また、前者に関しては、京都府側と滋賀県側の村落の主張を挙げながら、境界画定過程についてわずかに紹介されている。当該期の情勢を含めて判断すると、やはり寺社に対する歴史的・社会的背景も考察すべきであろう。こうした問題は山門や滋賀県の文書も活用することで解消できる。

比叡山の結界に関しては、景山²⁸⁾が四至（聖域）を検証した。平山²⁹⁾は宝永期（1704-11）に発生した山門と山城国八瀬村との境界争論の経過をまとめた。この争論は日光門跡輪王寺の公弁法親王が比叡山の結界浄域の改定を徳川幕府に申し入れたことに始まる。この結界を可視化した図が山門結界絵図である。平成12（2000）年には、八瀬童子会文書の翻刻が刊行されたことをうけ、この山門結界絵図の研究が進展した³⁰⁾。この結界絵図は、八瀬村の住民に対して山野利用の制限を通达するために調製された。後述するように、この図の記載が、明治期において山門の主張の論拠となる。

表1 比叡山における府県境関連図一覧

番号	絵図名	作成時期	寸法 (cm)	所蔵機関	請求番号
1	近江坂本穴太・山城八瀬境界之図(彩色)	元禄	(不明)	叡山文庫	止観院文書1-35
2	高野村より差出絵図之写	宝永4	2	滋賀県庁	明へ61-36
3	(山城・近江両国国界図)	明治4	9	国立公文書館	2A-9-太318
4	一乗寺村・修学院村・高野村・八瀬村差出候絵図写	明治4	9力	滋賀県庁	明へ61-27
5	比叡山西側之絵図 一乗寺・修学院・高野・八瀬(彩色)	明治4	9力	叡山文庫	止観院文書1-151
6	比叡山上城江国界絵図面	明治4	11力	滋賀県庁	明へ61-37
7	比叡山上城江国界絵図面	明治4	11	滋賀県庁	止観院文書1-110
8	比叡山上国界図	明治	(不明)	国立公文書館	2A-9-太318
9	比叡山上国界図	明治	39 × 106	滋賀県庁	明へ61-27
10	(比叡山上境界粗図)	明治	39 × 137	滋賀県庁	明へ61-27
11	一乗寺村・修学院村・高野村・八瀬村差出候絵図写	明治	(不明)	叡山文庫	止観院文書1-145
12	比叡山上国境絵図	明治	39 × 126	滋賀県庁	明へ61-27
13	比叡山上城江国界絵図面(彩色)	明治	40.5 × 139	叡山文庫	止観院文書1-152
14	(比叡山上国境絵図)	明治5	10	滋賀県庁	明へ61-35
15	比叡山上路経略図	明治5	10	滋賀県庁	明へ61-25
16	比叡山上国境絵図	明治5	10力	滋賀県庁	明へ61-27
17	(比叡山上境界杭設置図)	明治6	以降	滋賀県庁	明へ61-27
18	(比叡山上国境絵図)	明治6	以降	滋賀県庁	明へ61-28
19	山城・近江両国境界釐正ノ図	明治8	(不明)	国立公文書館	2A-30-3 附A19

注) 絵図はすべて明治期に作成された絵図である。ただしここでの「作成時期」とは、原図の作成時期を示している。

以上を踏まえた上で、次章では比叡山における府県境の画定までの経緯を概観し、境界をめぐる府県の対応に温度差があることを読み取る。そして、関連資料や絵図を用いて、府県境に対する府県下の村落の主張（Ⅲ章）、山門の主張（Ⅳ章）を追究する。最終的には、歴史的・社会的背景も視野に入れながら、各主体の境界に対する認識や対応を探りたい。

なお、滋賀県は明治4年に大津県から滋賀県へ県名を変更するが、本稿では便宜上「滋賀県」に統一する。また大比叡（848.3m）と四明ヶ嶽（838.8m）を中心に、北は仰木峠から南は山中越までを「比叡山」一帯と捉え、同山内の寺院を総称する表現として「山門」を用いる。

Ⅱ. 比叡山における府県境

(1) 府県境の画定過程

京都府が府県境の糾正を求めた契機となったのは、明治4年の上知令である。この法令により、境内地を除く寺社領が没収され、府県が管轄することになった。そこで、京都府は早速比叡山上の府県境について政府へ伺いを立てたところ³¹⁾、政府は滋賀県と相談するよう通達した³²⁾。両府県の官員は比叡山内の東塔を拠点に現地調査を行った後³³⁾、幾度となく協議を重ねた³⁴⁾。同年10月に京都府は、同府が主張する境界を示した絵図面を政府へ提出した³⁵⁾。明治5年10月には、府側が主張する箇所を確認するために、両府県の官員が再び比叡山を訪れている³⁶⁾。一連の過程において政府からの返答は常に遅滞を繰り返し、この問題は足踏み状態となった³⁷⁾。

明治6年5月に至り、再び府県境の問題が俎上にあがった。京都府が地券の交付に支障をきたすことを懸念したからだという³⁸⁾。府が再び政府の断を仰ぐと、政府は滋賀県へ調査の依頼を要請し、同県の意向も聞き入れた上で判断すると回答した³⁹⁾。これをうけ、6月7日に滋賀県は自らの主張をまとめた絵図

1葉と、論拠となる旧記類を提出した⁴⁰⁾。その後は順調に進捗し、7月7日付けで政府は両府県が合意した境界を追認した⁴¹⁾。19日には境界杭が設置され⁴²⁾、その箇所を示した実測図が政府へ提出されたのは、明治7(1874)年12月のことである⁴³⁾。国立公文書館に所蔵されている図(表1の19)は、同7年12月の図に加筆・修正を施したものと思われる。

明治4年に始まった議論は、明治6年の画定まで長時間を有した。従来の研究では、この問題は、明治6年まで政府が取り扱わなかったこととして語られてきた⁴⁴⁾。

両府県の画定過程を今一度ふりかえてみると、京都府は当初より精力的にこの問題を取り扱っていることに気付く。例えば、早々に府県境近辺を調査した報告書を政府へ呈した京都府は、政府への報告を早急に行わなかった滋賀県に対して、しきりに政府への報告を促している⁴⁵⁾。

一方、滋賀県に関しては、明治6年5月以前では、境界に関する調査書類を政府へ差し出したという記録がみられない⁴⁶⁾。これを裏付けるように、翌月7日に同県が政府へ宛てた書簡にもそれ以前の提出について触れていない。また、ここではじめて同県による証拠書類の添付が文献資料上で確認される⁴⁷⁾。

このように、滋賀県による書類の提出が遅延した背景には、府県間の解釈や態度の相違が挙げられる。そもそも滋賀県側の主張は京都府のそれと齟齬があったため、滋賀県は古い記録物を十分に精査する必要があると捉えていた⁴⁸⁾。

ところが、実際には、明治4年10月の京都府からの絵図の提出を受けて、翌11月の段階で、政府は滋賀県に「山城近江両国経境実地検査之上絵図面」を催促した⁴⁹⁾。京都府は、滋賀県が10月の時点で報告書を提出していないために、政府が督促するに至ったと考えていた⁵⁰⁾。一方、滋賀県では上記の「絵図面」を「京都府の主張を現地踏査した上での図

面」と解釈した。そこで、滋賀県では「比叡山上絵図面」が完成したのを機に、同県の主張について相談したいという意向を京都府へ伝えた⁵¹⁾。こうした経過を経て実施された再調査が、明治5年10月の実地検分であったと解される。滋賀県はこの実地検分の結果を政府へ報告しなければならなかったが、実行に移すことはなく、明治6年5月を迎えた⁵²⁾。この段階では、府県境の画定にやや消極的な態度がみられる。結論を急ぐ京都府に対して、慎重に事を進めようとする滋賀県の姿が看取される。

以上のように、京都府が積極的に政府や滋賀県へ働きかけたことで、府県境画定の実現に至ったことがここで確認される。加えて、府県間で府県境をめぐる対応に温度差があったとも読み解くことができるのである。

(2) 画定した府県境の位置

図2は、画定した府県境上の境界杭の位置を記したトレース図(表1の17)である。表2はその対応表である。

図2は京都府側からの視点で比叡山一帯が描かれている。白抜きの円柱をもって境界杭が図示され、その脇にはその場所の地名と、朱色の通し番号が記されている。杭の設置予

定地ではあったが、設置には至らなかった箇所には、杭ではなく、×印が施されている。×印が西塔付近に多く点在するのは、杭の代わりに堂舎を境界のメルクマールとしたためであろう。

表1の18では、「釈迦多宝」―「大比叡」間を北から南へ見通す視点で、「大比叡」―「重子石」間を滋賀県側(東側)からの視点で表現されている。図2と比較すると、表1の18では丁寧に稜線が描写され、決定した府県境線は破線で表されている。同線上に点在する先端がとがった杭は、「明治六年七月十九日、廿日兩日」に設けられた境界杭の位置を示しており、図2の×印を除いた境界杭の位置とすべて合致する(表2)。また境界近辺には、メルクマールとなる「相輪櫓」「荷堂」^{にない}「一本杉」などの景観描写がみられる。

表1の18の余白部分には、「一、貳番 一本杉 従是東近江国 北近江国」といった具合に、杭に記された文言が記録されている。そこには、杭の所在と、両府県の方角も記されている(表2)。

このように、表1の18には詳細な情報が書き込まれていることから、明治7年12月以降に政府へ提出された実測図、ないしそれに準ずる図の控である可能性が高い。

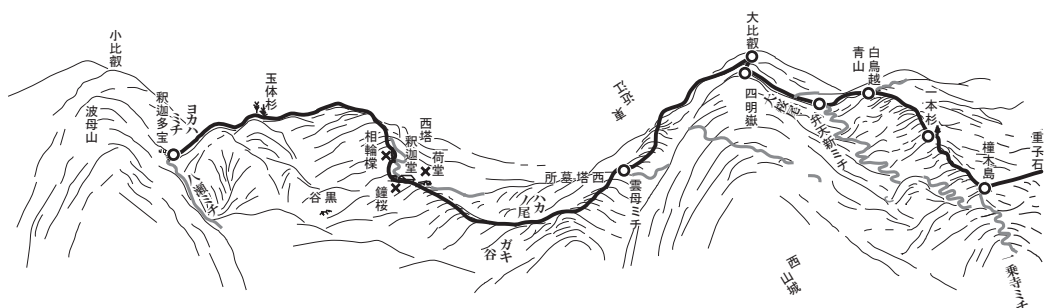


図2 府県境上の境界杭設置箇所

注)「比叡山上城江境界ノ義二付伺書 添付書 絵図面」、滋賀県庁蔵(表1の17)より作成。文字記載は筆者による。

—は府県境、——は街道である。

○印は境界杭の位置、×印は境界杭の設置を断念した箇所を示している。

原図には○印と×印の脇には絵図右側から順に漢数字が付されている。また×印には「杭ナシ」との記載もみられる。

表2 境界杭の設置箇所

番号	比叡山上境界杭設置図(表1の17)		比叡山上国境絵図(表1の18)			
	設置箇所	設置有無	設置箇所	設置有無	方位	備考
1	榎木島	○	榎木島標柱	○	従是 北 山城国 南 近江国	管轄標柱
2	一本杉	○	一本杉	○	従是 南 近江国 北 山城国	
3	白鳥越青山	○	白鳥越字滝ヶ谷	○	従是 西北 山城国 東南 近江国	
4	弁天新ミチ	○	無動寺辨天新道字大櫻	○	従是 東 近江国 西 山城国	
5	四明嶽	○	大比叡山字大櫻ノ尾嶺	○	従是 東南 近江国 西北 山城国	
6	大比叡	○	大比叡絶頂	○	従是 東 近江国 西 山城国	
7	雲坂ミチ	○	雲母坂字毒石	○	従是 東 近江国 西 山城国	
8	荷堂	—	—	—	—	
9	鐘桜	—	—	—	—	
10	相輪櫓	—	—	—	—	
11	釈迦多宝	○	八瀬道釈迦多宝	○	従是 西南 山城国 東北 近江国	
12	—	—	山中村重子石国界石標	—	従是 西南 山城国 東北 近江国	
13	—	—	〃	—	従是東北滋賀県支配所	

政府から認められた両府県の府県境の位置は以下のとおりである。すなわち、「北八八瀬道釈迦多宝ヨリ中央相輪櫓、南八四明ヶ嶽ノ東大比叡を中断シ、榎木島、山中村重子石迄之場所」が府県境とされる⁵³⁾。ところが、このような文字資料中の文言だけでは、府県境の具体的な位置を同定することはできない。表1の18や図2は上記の問題点を払拭し、当該地の可視化に努めている。また、「甲ノ堂宇ヨリ乙ノ樹木ヲ見通ス」といったメルクマール同士を結ぶ境界ではなく、府県境が連続した1つの明瞭な線として設定されたことも絵図から確認できる⁵⁴⁾。後世における争論の回避を意図するための証拠資料とされたからであろう。

なおこの府県境は山門の領域を分断するものであった。このままでは堂舎が両府県境により分けられてしまうため、比叡山村近の堂舎の管轄は滋賀県に一任された⁵⁵⁾。

Ⅲ. 府県下の村落が主張する境界

(1) 京都府側の村落

京都府と滋賀県は旧山城・近江国界をめぐ

り府県境を画定する必要があった。府県の官員が現地を踏査したところ、旧国界の位置は、主体により相違があることが判明した。それらを整理したものが、図3である⁵⁶⁾。二重線で示した境界が、明治6年7月に決定された府県境である。この府県境に対し、各主体の主張がこれと異なる箇所限り、他の線種で表現した。

総じて「仰木一本杉(仰木峠?)」—「釈迦多宝」間は、各主体の意見が一致している。しかしながら、釈迦多宝以南の境界をめぐる主体により意見の相違があった。

京都府側の村落については、国界に関する文字資料は存在せず⁵⁷⁾、古老らの伝承に頼らざるをえなかった⁵⁸⁾。比叡山の西面は、京都府側の村落の請山、すなわち山門から預かり、利用してきた土地であり、草は田の肥料や牛馬の飼料として用い、農閑期には薪や柴を採取し生活をするという慣習があった⁵⁹⁾。こうした利用形態から、京都府側の住民らは自らの請山が京都府に属していると判断した⁶⁰⁾。これら京都府側の村落の主張を視覚化したものが、明治4年9月の「比叡山上国界

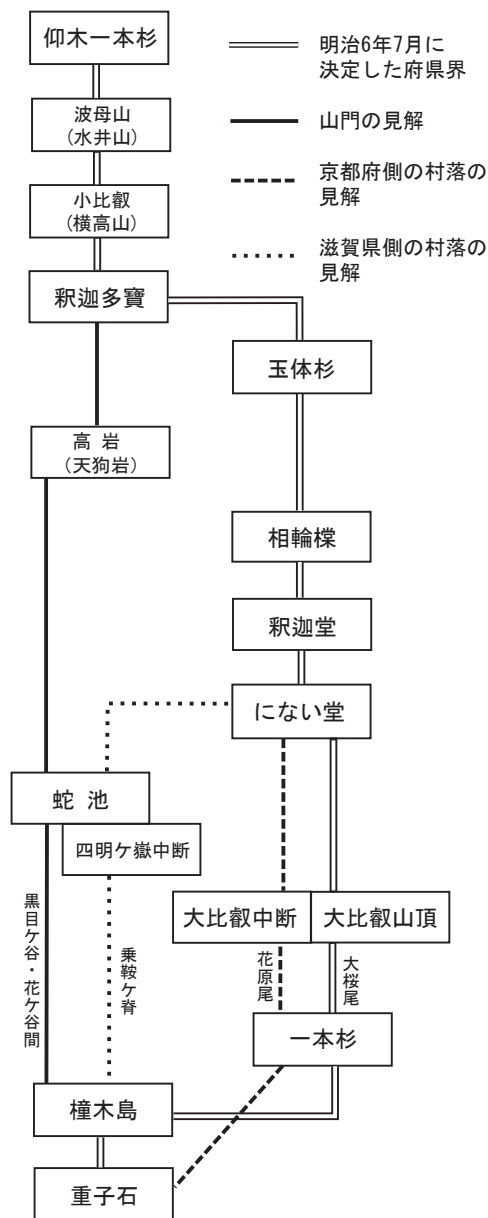


図3 府県境に対する各主体の見解

図」(表1の3)である⁶¹⁾。一乗寺村・修学院村・高野村・八瀬村の村名が絵図の余白部分に列記されていることから、上記の村落が意見を突き合わせて作製した図と考えられる。なお表1の4と5は、3の略図である。

八瀬村に関しては、直前の8月まで「国界

之儀者凡南八くろひ谷(西塔南尾谷境内戸羅谷又ハ云餓鬼谷)より(西塔北尾谷境内墓)桜かちやら、夫より(西塔北谷境内山ニアル)天狗岩(北谷境内青龍寺)黒谷道江掛テ、(北谷境内山)枯木カ尾(釈迦多宝)せりやひ地蔵境二相成候歟与一同存候」と捉えていたが⁶²⁾、9月までに村落間で意見が調整されたようである。

「比叡山上国界図」(表1の3)には「釈迦多宝」―「相輪櫓」―「釈迦堂」―「大比叡中断」―(花原尾)―「一本杉」―「せり合地蔵(重子石付近)」に朱線が引かれ、その脇には「国界」の文字が散見される。すなわち、ここが山城国と近江国の旧国界であり、両府県の府県境だということである。また、明治5年10月の『日枝山国界調日誌』によれば、一乗寺村では、山中村の請山内青山峰を通り、大比叡へかかる箇所を国界と考えていたという⁶³⁾。「花原尾」,「青山峰」については、具体的な場所の同定が困難であるが、表1の3に記載された他の地名から判断すると、京都府側の主張は、明治6年に府県境として採用された箇所と大きく隔たっていないことは明らかである。ただし、同図には「檀木島」が記されていないことから、京都府側の村落の言及に「檀木島」が含まれていたかどうかはわかりかねる。

(2) 滋賀県側の村落

滋賀県側の村落(上坂本村)からの主張に関する記録は少ない。明治5年10月の現地調査の際の記録には、次のような記述がある。

岩本文庫与唱候御田地并境内ヶ所付書出候二ハ、横川道釋迦多宝より玉躰杉・相輪櫓・釋迦堂・荷ヒ堂中分峯通り、夫より蛇ヶ池西南見通シ、四明ヶ嶽を申(中力)分シ、同所東南之方二有之候大岩を壱ヶ所ハ近江、壱ヶ所ハ山城与申分候、峯通り乗鞍ヶ脊之真中を下リ、乗鞍ヶ脊

之南縁二有之候水流れ之落合より南三ツ石与唱候榎木嶋東ノ尾江登り、白鳥道夫より南者峯通り山中村國境重子石迄⁶⁴⁾

滋賀県側の村落は上記の箇所が旧国界であると説明している。すなわち、ここは従来「山内谷之持分ケ山見分道与唱候道筋」であり、境界として明確だと言っていることになる。「にない堂」以北に関しては、京都府側の村落と意見がほぼ合致する。しかしながら、以南の境界は「大比叡」ではなく、四明ヶ嶽西腹にある「蛇池」付近を通過している(図3)。

上記を図で示したものが表1の16である。境界線はみられないが、旧国界を示すメルクマールとして「釈迦多寶」「惣輪塔(相輪櫓)」「蛇ヶ池(蛇池)」「半腹四明洞(四明ヶ嶽)」などが描かれている。京都府側の土地は黄土色、滋賀県側の土地は緑色で色分けされている。このほか旧国界付近には国界に関する記述がある。乗鞍ヶ脊には「中央ヨリ辰巳、但シ国境道スシ、且南谷西谷境之處谷川アリ、東南ニナガル」とある。四明ヶ嶽山腹には「国境堀切り」という記載も確認できる。

滋賀県は、自県側の村落の主張には稜線が判然としない箇所が含まれていると判断した。むしろ「釈迦多寶」―「玉体杉」―「相輪櫓」―「釈迦堂」―「にない堂」―「大比叡中断」―(青山叡南)―「一本杉」―「榎木嶋」を結ぶ境界のほうが後年に争論が発生しにくいと考えたからである⁶⁵⁾。滋賀県のこの主張は、京都府側の村落の意見とほぼ一致している。「大比叡中断」―「一本杉」間の稜線に関しては、先に確認した明治5年10月の京都府一乗寺村の主張と同一である。両府県の関係者が意見の調整を行う中で、滋賀県側は京都府側の提案に同調したといえよう。

以上、両府県下の村落が主張する境界をみてきた。「仰木一本杉」―「釈迦多寶」間で

は、各主体が合意をみている。「にない堂」以北の境界に関しては、両府県下の村落の意見が一致している。以南の境界は、京都府側は「大比叡」、滋賀県側は「蛇池」付近を通過すると捉えており、境界に対する意見が統一されていないことが明らかとなった。当初、京都府側の村落間で異論がみられたものの、明治4年8月から9月ごろに府県境を画するメルクマールが決定されたと考えられる。京都府側の主張と、明治6年に設定された府県境を対照させると、「大比叡」―「一本杉」間を通る稜線に相違がみられる。しかしながら、この点を除けば、京都府側の主張は明治6年の府県境の位置と大きく隔たつてはいない。一方、滋賀県はこの京都府側の意見にほぼ賛同している。

IV. 山門が主張する境界

(1) 山城・近江旧国界

図4は山門の主張が図示された「比叡山上国界図」である。明治6年6月に滋賀県から明治政府へ提出された図と考えられる(表1の8と9)。京都府側から比叡山西麓が描かれており⁶⁶⁾、そこに3本の線が引かれている。朱線は「旧書推考境界」、白線は「延暦寺申傳境界」、白点線は「実地山脈境界見込」を表している。

同年6月7日付の添状によれば、朱線に関しては次のように説明されている。「延暦寺書記類追々搜索候處元禄天保両度國絵図調之節差出候書面、寶永度結界調之節差出候書面者国界目的ニも相成候義ニ付、右書類を以推究候得者別紙繪圖朱系之通相輪櫓より南北江見通シ、北者釋迦多寶より小比叡峯通り、南者四明洞西平蛇池西縁より榎木嶋見通シ、両国境界与相見江候」⁶⁷⁾。すなわち、朱線は北から「釈迦多寶」―「相輪櫓」―「蛇池」―「榎木嶋」に引かれている。山門はこれについて江戸幕府撰国絵図と宝永期の書類を参照したと述べている。

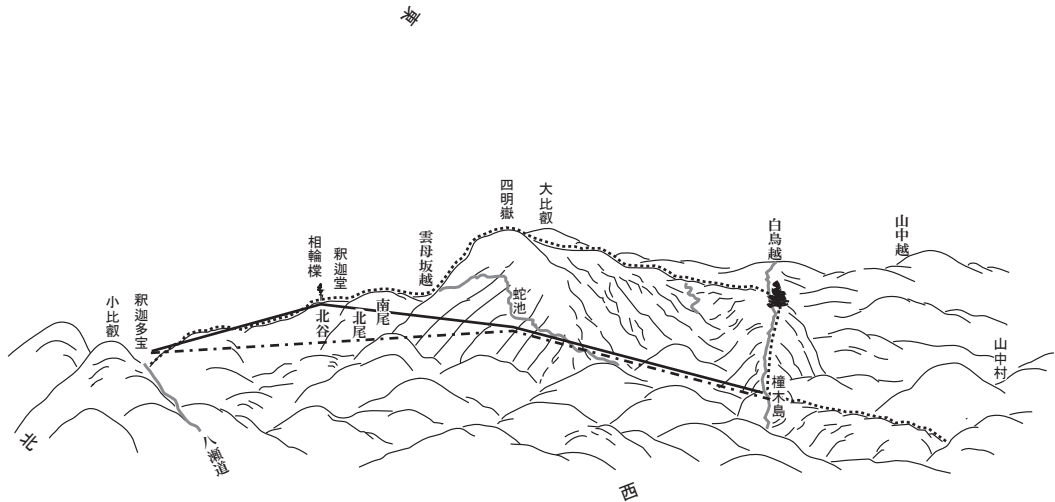


図4 「比叡山上国界図」のトレース図

注)『太政類典 第二編 明治四年八月至同十年十二月 第九十六卷』, 国立公文書館蔵(表1の8)より作成。
文字注記は筆者による。

- は古い記録物から推定した境界(朱系), ---は山門で国界と伝承されてきた境界(白系),
-は国界見込の線(白点線), ——は街道である。

正保・元禄・天保期の近江・山城国絵図の国界は隣国に向けて稜線で描かれており、境界を示す線の描写はない。国界と街道が交差する箇所には、自国に向けて国界の注記がみられるが、具体的な位置を同定したものではない。いずれの図も比叡山における国界付近の事物の描写は乏しいものの、国絵図や関連資料から「仰木一本杉」—「釈迦多宝」—「相輪檜」—「蛇池」—「槿木島」といった地名が抽出される⁶⁸⁾。上記の地名から旧国界の位置を類推すると、明治6年の図の朱線の位置と近似している。

「寶永度結界」とは、宝永5(1708)年、日光門跡輪王寺の公弁法親王が比叡山の結界浄域を改定した結界を指す。これにより、弘仁9(818)年の官符および仁和元(885)年の境界認識の四至範囲を大幅に拡大した⁶⁹⁾。山城国八瀬村の住民のためにこの結界を可視化したものが、宝永5年12月5日付の山門結界絵図である(図5)⁷⁰⁾。

この結界を定めるにあたり、幕府の代官ら

は事前に現地を検分した。その際に山城・近江国界の確認作業もあわせて実施された。記録によれば、「相輪檜より南北江見通シ、南者四明山之西平より白鳥越、しもく島与申所江見通シ、東者近江、西者山城二而御座候」とある⁷¹⁾。「四明山之西平」とは、現在の蛇池付近を指す。

以上を整理すると、宝永期の国界も、国絵図上の国界と同様、「波母山」—「小比叡」—「釈迦多宝」—「相輪檜」—「蛇池」—「槿木島」を結ぶものであったことがわかる。換言すれば、明治6年6月7日付の添状の記載どおりに、図4の朱線が引かれているのである。

(2) 山門が主張する境界の位置

山門の主張は上記の旧国界の位置と異なる。図4の白線によると、「釈迦多宝」—「蛇池」—「槿木島」を見通す線を旧国界としている。具体的には「釈迦多宝より南之方西塔北谷山ヲ歴て、北尾南尾西溪之裾水流越浜

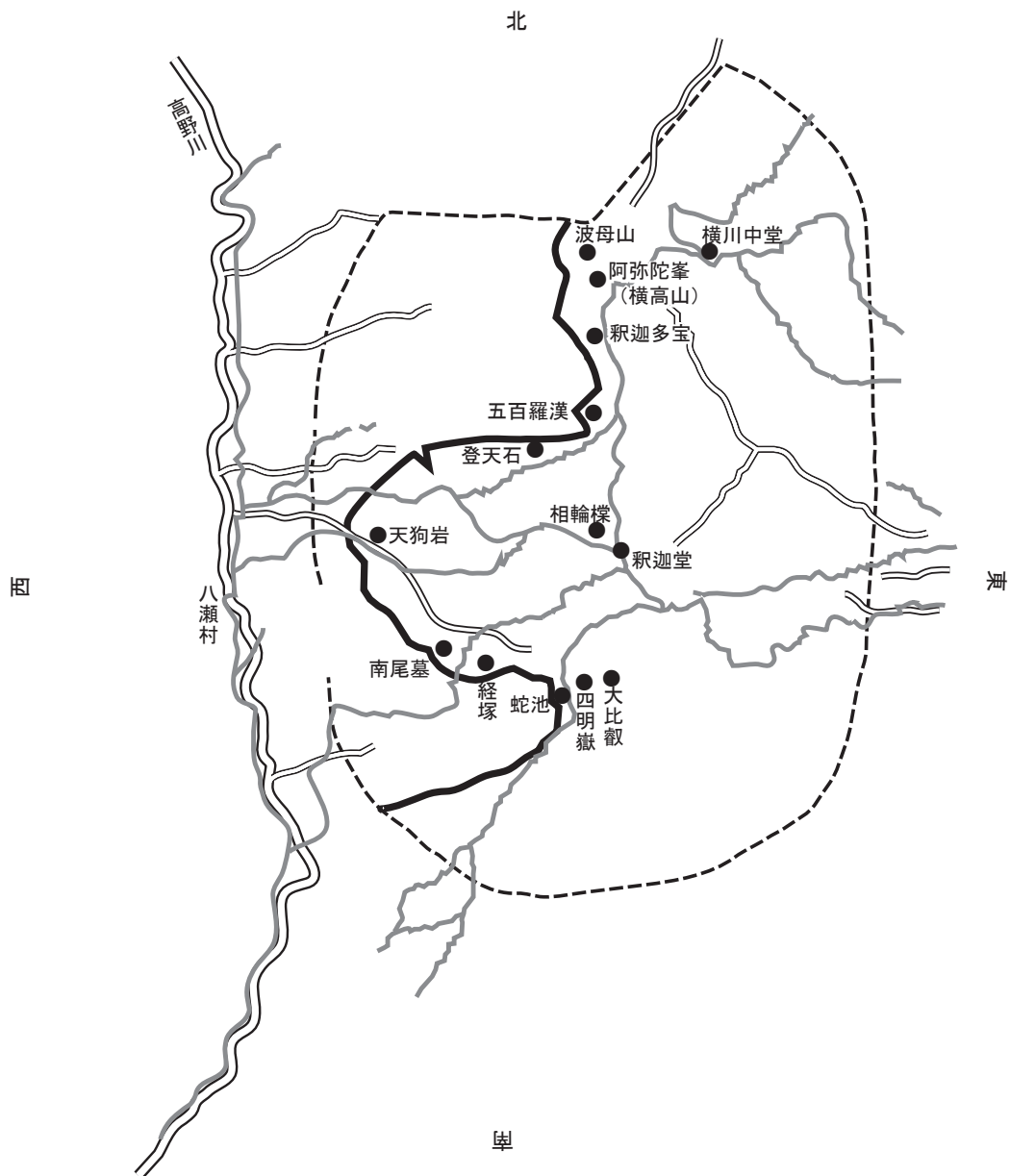


図5 宝永5年「山門結界絵図」のトレース図

注) 「老中連署山門結界絵図」, 八瀬童子会文書より作成。文字記載は筆者による。

---は浄利結界 (白線), —は墨色の女人牛馬結界 (墨線), ——は街道, ==は河川である。

り, 東塔西谷四明西之平蛇ヶ池, 夫より檀木嶋越歴て, 山中村大石佛 (俗云, 山中ノセリ合地藏ト) 江見通」であるという⁷²⁾。この「北尾南尾西溪之裾水流越浜り」は八瀬から

四明ヶ嶽へ伸びる水脈を意味している。これを絵図上に表現したものが表1の12と13である (図6)。これらの記述から判断すると, 山門は「釈迦多宝」—「高岩」—「蛇池」—

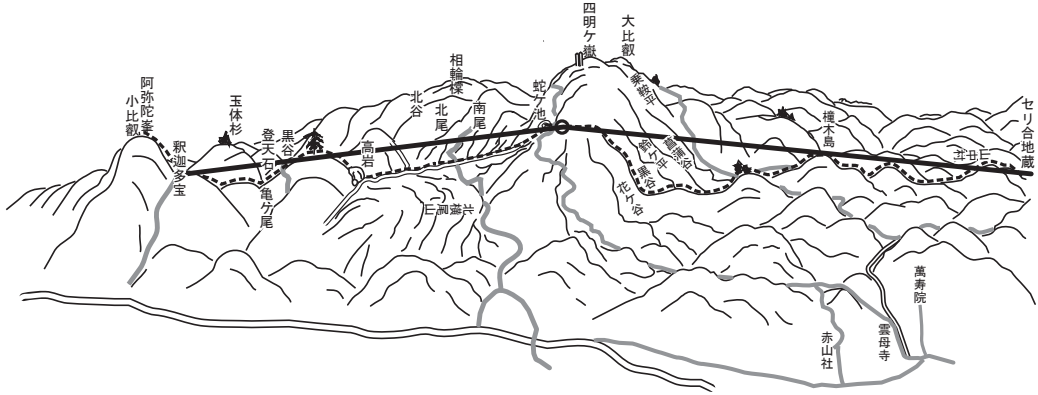


図6 「比叡山上城江国界絵図面」のトレース図

注) 「比叡山上城江国界絵図面」, 滋賀県庁蔵(表1の6)より作成。文字記載は筆者による。
 〰は河川, —は街道, —は「方位見込み線」,は「国界地脈」である。

「榎木嶋」—「せり合地蔵(重子石付近)」を通る線を境界として訴えている。「高岩」は現在の天狗岩と考えられる(図1)。「釈迦多宝」—「天狗岩」間は八瀬村が明治4年8月に主張していた箇所とも一致する。「蛇池」—「榎木嶋」間については、滋賀県側の村落の主張よりも西側に位置する「花ヶ谷」と「黒谷(黒目ヶ谷?)」の間に境界が走っている(図6)。

以上、山門が主張する境界は、「釈迦多宝」—「蛇池」—「榎木嶋」を結ぶ線である。「釈迦多宝」—「蛇池」間は、相輪榎ではなく、天狗岩を通過するため、大きく京都府側へ張り出す形をとっている。「蛇池」—「榎木嶋」間の境界は滋賀県側の村落の主張よりもさらに西側に設定されている。ところが、国絵図などの記載からも明らかのように、相輪榎は旧国界上に立地するメルクマールであった。相輪榎を強く重視する山門の動向がみてとれる。

明治6年に定められた府県境と対照させると、「釈迦多宝」—「榎木嶋」間においては、山門の主張が府県境として全く取り入れられていないことが明白である(図3)。京都府が境界画定のために積極的に行動してい

た点も注目される。ここに京都府をはじめ、他の主体の意向が大きく作用していると考えられるのである。

V. 府県境に対する各主体の認識と対応

(1) 山門と四至結界

両府県の府県境のうち、「仰木峠」—「釈迦多宝」間は、山門の主張と合致する⁷³⁾。この箇所は、古い記録物の記述や他の主体の主張にも符合する。

釈迦多宝以南については、山門は相輪榎を通過しないことを望んだ。その論拠は、宝永期の山門結界絵図(図5)に求められる。図5には2種類の線種がみられる。白線は山門の結界の外郭線に相当し、この線の内側の空間に女人や牛馬が出入りすることは堅く禁じられた⁷⁴⁾。

この白線内の中央を南北に墨線が引かれている。これ以东には女人や牛馬はもちろん、京都府八瀬村の住民が立ち入ることが禁じられた。この墨線の近辺には、「五百羅漢」—「登天石」—「元黒谷松生」—「天狗岩」—「南尾墓」—「経塚」—「蛇池」—「青良ヶ谷」といった文字注記がみられ、墨線は「釈迦多宝」や「相輪榎」から隔たっている⁷⁵⁾。

図4の白線の位置と比較的近いことから、この墨線の位置は山門の主張の拠りどころとなっていたと考えてよいだろう。

比叡山一帯の堂舎に関しては、上知令の発布により滋賀県が管理することになっていた。「釈迦多宝」―「相輪櫓」―「蛇池」―「檀木島」を通る境界線では、上知により没収された旧寺社領が京都・滋賀両府県の行政により完全に両断される。加えて、京都府の土地の上に滋賀県が管轄する堂舎が存在することにもなる。山門の堂舎もその土地も散逸してしまうと、これまで聖域とされてきた境界内が俗的な境界に侵されてしまい、聖域が温存できなくなる。山門は上記のようなことを危惧し、上知されてもなお四至結界が保証されるよう滋賀県へ懇願したのである⁷⁶⁾。

神仏分離や廃仏毀釈といった仏教弾圧が上知令の発布以前に展開されたが、山門はそれでも勢力を維持しており、府が企画する事業をことごとく妨害するほどであった⁷⁷⁾。ところが、今回の上知政策や府県境の画定は、これまでの権勢を弱める可能性を有していた。そのため、山門が自説に固執したともいえる。

(2) 村落住民の生業と境界

京都府側の村落が訴える「大比叡」―「檀木島」間の境界は、山門が主張する境界より東側に位置していた(図3)。それは、村落住民の生活と大きなかわりをもっていたからである。

先述したように、比叡山の南西斜面には京都府側の村落の請山が存在した。明治4年9月に一乗寺村・修学院村・高野村・八瀬村の4ヶ村から出された絵図(表1の4)によれば、「榎ヶ尾(エノ木ヶ尾)」は一乗寺村の請山、「牛ヶ額うしがひたい」は修学院村の請山とある。いずれも山門が主張する境界より東側に位置している(図1)。

また、比叡山の南面は花崗岩が貫入した地

域として知られており、この付近で採掘された石は「白川石」と呼ばれている。京都府の一乗寺村、修学院村、白川村、滋賀県の山中村の住民はこの白川石を採取し、生計を立ててきた⁷⁸⁾。

同地は、明治初期に微量ながら鉱石が採掘できる点で京都府や滋賀県の関心が高まった箇所でもある。殊に花ヶ谷に関しては、一乗寺村の利用が許可されていた⁷⁹⁾(図1)。上知令以前の花ヶ谷は山門領に属していたため、一乗寺村の住民の勝手な入山は許されない。明治元(1868)年、明治3年の2回にわたり、一乗寺村は山門へ採鉱の申請を行った。ところが、山門は採掘を認可しなかった⁸⁰⁾。

明治3年に新貨幣製造を目的とした資材を全国から調達するために、政府は鉱山の所在を申告するよう通達した⁸¹⁾。銅・銀・錫・鉛などの鉱石を政府に納入すれば、一定額の収入が地元へ還元されるという利点がある。一乗寺村はこれを見込んで同年に再び申請に挑んだと推察される。

明治4年の段階では、上知令により山門領の大部分が没収された。花ヶ谷が山門領ではなく、京都府に属するようになるとすれば、一乗寺村は花ヶ谷で採鉱できるようになる。

このように、府県境の画定は、府県域を明確にすると同時に、地元住民による草木・石材・鉱石の採取を保証する役割も有していた。そのためにも、地元住民らがこれまで利用してきた、あるいは利用を望む土地が、自らの府県に配属されることを希望したといえる。

(3) 京都府と仏教弾圧

上知令が行われる明治4年以前の比叡山一帯においては、府営事業が複数企画されたが、山門によりしばしば阻害された⁸²⁾。したがって、京都府にとって上知令による寺社領の没収は、山門の勢力を抑制するという点で、大変魅力的な政策であったはずである。

行政界による旧寺社領の分断は、京都府と滋賀県の府県境を明瞭にしたが、京都府内に点在する山門に関しては、滋賀県が管轄することになっていた。こうした点で、比叡山において京都府と滋賀県という二重の監視体制の成立を意味する。上知令により、すでに打撃を受けていた山門は、京都府により、さらなる追いつちをかけられたのである。

こうした中、京都府下では壬申地券の交付の申請が、明治5年7月より始まった⁸³⁾。当該期の比叡山一帯では、上知令により土地利用が不明瞭な状況に置かれていたため、府県境の確認作業が急務であったと推断される。明治6年5月、地券の発給を理由に、京都府が境界の画定を政府に対して催促したことは、先述したとおりである。

山門への弾圧、所属の明確化という目的のほかに、京都府にはもう1つの目的があった。府の財源確保である。

明治2(1869)年の東京遷都により、京都は日本の首都としての地位を失った。宮家、公卿、藩邸の要員らが東京へ移住するのに伴い、産業が廃れはじめ、京都府は財政が窮迫する状況となった。そこで、財源を確保する目的で、いち早く近代化した都市を目指した⁸⁴⁾。

京都府の近代化政策の1つが花ケ谷の鉱石採掘であった。明治4年4月29日に、上知により土地の所属が不明瞭である比叡山上の府県境について、その4日後の翌5月3日に再び花ケ谷での鉱石試掘について、京都府が政府へ伺いを立てている点は興味深い⁸⁵⁾。同5月中には、花ケ谷が上知により没収された場所であれば、採掘を京都府へ一任すると、政府が返答している⁸⁶⁾。山門に対して、花ケ谷付近が京都府の管轄であることを立証できれば、円滑に山門との交渉を進めることができる。そのためには、府県境を画定し、土地の所属を弁別することが不可欠であった。京都府が府県境の明確化を切望した背景には、こうした諸事情があったと解釈できる。

花ケ谷の位置は、大比叡の南西に位置している(図1)。仮に山門の意見を府県境として採用すれば、花ケ谷と黒谷間の稜線がその境界となる(図3)。両府県間で交渉を重ねた結果、府県境は大比叡山頂から大桜尾という稜線を通る位置に落ち着いた(表1の18、図2)。花ケ谷付近は大量の鉱物が埋もれている可能性を秘めている。京都府側の村落が同地付近で採石を行っていた事実も考慮すると、村落が主張する境界が山門のそれよりもさらに東側に設定されたことは理解できる。

(4) 滋賀県と境界

明治3年、京都府は、政府へ花ケ谷の試掘申請を行う前に、滋賀県からも山門を説得するよう依頼した。しかしながら、前年に京都府と類似した申請をして山門に断られた経緯をもつ滋賀県は、京都府からの要請に難色を示している⁸⁷⁾。ここに、上知以前の山門領内での採鉱には消極的な滋賀県の姿勢がみられる。

上知令の公布後に、府県境の明確化の話が浮上した際には、滋賀県は慎重な態度をとっている。滋賀県は山門への対応に苦慮していたと察せられる。滋賀県が資料収集を入念に行ったり、書類の提出に時間を要したりしたのも、強大な山門の勢力を恐れていたがゆえであろう。滋賀県は慎重な姿勢を自ら崩すことなく、最終的には京都府の主張を取り入れた。

以上、各主体の府県境に対する認識や対応を検証してきた。

山門は府県境をもって旧寺社領が二分されることを恐れた。しかしながら、山門の意向は府県境として採用されなかった。ここで採用されたのは、京都府側の主張であり、京都府側の村落はこれまで利用してきた土地を獲得し、京都府側とすることができた。京都府にとって、府県境の確認作業は、①山門への弾圧、②所属の明確化、③府の財源確保のた

め的手段であった。京都府が集権的な府政を展開するためには、府県境の画定が必要であったと考えられる。一方、滋賀県は慎重に事を進め、京都府側の意見に推される形で同調した。ここにも境界に対する府県間の温度差がみられる。

同様の事例は、石川県と足羽県（現、福井県）の県境に位置する白山でも確認される。両県と政府が白山麓18ヶ村の所属についての評議を実施したが、その際に石川県が積極的な対応をとっていた⁸⁸⁾。

このように、境界画定に対する取り組みは府県により相違があったことは明白である。また、連続する境界線上であったとしても、場所により簡易に境界画定される場合もあれば、困難な場合もあったと想定される。したがって、府県の行政区画は、このように府県境に対して各主体の意見が交錯し、複雑に絡み合う中で決定されていったのである。

VI. おわりに

本稿では、比叡山を事例に、府県境の画定過程を整理し、府県境をめぐる各主体の主張とその認識と対応について検討した。比叡山における一連の過程を丁寧に読み解くと、その内実は複雑であったことが確認できた。それは各主体の利権と大きくかかわっていたからである。

上知により土地の所有や利用状況が曖昧になったからこそ、京都府はその所属を明らかにしようとした。府側の住民にとってはその土地の利用権を守り、その意志を周囲に伝える機会となった。それゆえ行政的境界の位置は重要な論点であった。結果は、京都府側の村落の希望どおり、花ヶ谷よりもさらに東側に府県境が設定された。草木・石材・鉱石の採取といった地元住民の生業を優先することに成功したのである。

また、境界に対する両府県の対応や、関心の度合いに相違があることも明らかとなっ

た。京都府では、山門の弾圧、財源の確保、府県としての地位の確立、地元住民の生業の維持を図ろうと、積極的に境界の明確化を政府や滋賀県へ働きかけている。山門を畏れる滋賀県はこうした京都府側の意向に追従する形となり、積極的にことを進めることはなかった。

以上のように、比叡山をめぐる京都・滋賀両府県の府県境は画定されるに至った。しかしながら、府県境の確認作業は明治期に全ての府県で実施されていない。例えば、争論を回避する目的から、未確定地として処理している府県がある。その一方で、京都府や石川県のよう精力的に画定を目指す府県も存在する。これら府県が積極策をとらなければならなかった理由を抽出し、地元住民らへ与えた影響を明らかにすることは、地方行政を考察する上で重要な視角である。そのためには、府県の動向を詳細に検討していくことも大切であり、その際には、歴史的・社会的背景も含めた多面的な角度から検証する必要性があろう。

（華頂短期大学・非）

【付記】

本稿は、2008年度地理科学学会春季学術大会で発表した内容に加筆・修正をしたものである。本稿を作成するにあたり、国立公文書館、滋賀県庁、叡山文庫、京都市立歴史資料館の関係諸氏にお世話になった。また、一部史料の閲覧に際しては、茨城大学の小野寺淳教授と東京大学史料編纂所の杉本史子教授に便宜を図っていただいた。記して感謝いたします。

【注】

- 1) 原口 清「廃藩置県政治過程の一考察」名城商学29, 1980, 46-94頁（久留島浩・奥村弘編『展望日本歴史17 近世から近代へ』東京堂出版, 2005, 134-166頁所収）。松尾正人『廃藩置県の研究』吉川弘文館, 2001。
- 2) 大島美津子「大久保支配体制下の府県統治」

- (日本政治学会編『近代日本政治における中央と地方』岩波書店, 1985), 23-59頁(大島美津子『明治国家と地域社会』岩波書店, 1994所収)。
- 3) 山上 豊「明治政府の府県管轄政策と人民の対応—大阪府管下大和国における分置県請願運動を中心に—」近代史研究18, 1977, 19-40頁。徳永孝一「日向国分県運動とその背景」宮崎県地方史研究紀要10, 1984, 1-23頁。
 - 4) 居石正和『府県制成立過程の研究』法律文化社, 2010。
 - 5) 那珂通世「行政区の名称境界に関する私議」歴史地理5-10, 1903, 1-21頁。吉田東伍「行政区の名称に就きて」歴史地理5-12, 1903, 1-7頁。喜田貞吉「歴史地理上より新陸軍管区を評して地方行政区に及ぶ(三)」歴史地理11-6, 1908, 1-11頁。
 - 6) 松沢裕作「中央と地方」『町村合併から生まれた日本近代—明治の経験—』講談社, 2013, 112-113頁。
 - 7) 佐藤甚次郎「公図のルーツとその特色」『公図 読図の基礎』古今書院, 1996, 9-10頁。
 - 8) 岩田孝三『境界政治地理学—わが国, 国界藩界に就いての政治地理学的研究』帝国書院, 1953, 228-229頁。
 - 9) 矢ヶ崎孝雄「明治初年における白山麓の境界決定—石川・足羽両県—」金沢大学教育学部紀要14, 1960, 79-93頁。
 - 10) 林 正巳『府県合併とその背景』古今書院, 1960。
 - 11) 岩田孝三「明治初年村界府縣設定の事情—埼玉県の例—」新地理1-3, 1952, 1-5頁。
 - 12) 阿由葉司・鶴崎清治「明治期における千葉・茨城県境変更について—千葉県香取郡の動向を中心として—」(歴史地理学会編『歴史地理学紀要30 行政の歴史地理』歴史地理学会, 1988), 175-193頁。
 - 13) 宇野俊一「帝国議会と県境画定問題—日清戦争の千葉・茨城県境変更問題を中心に—」(千葉歴史学会編『千葉県近現代の政治と社会』岩田書院, 1997), 115-163頁。
 - 14) 佐藤甚次郎「鳥海山嶺界の地理学的意義」地理学評論19-6, 1943, 67-68頁。
 - 15) 長野 覚「山岳霊山における聖と俗境界の諸相—九州英彦山を事例として—」(歴史地理学会編『歴史地理学紀要30 行政の歴史地理』歴史地理学会, 1988), 140頁。
 - 16) 例えば, ①山本幸俊「近世初期の論所と裁許」(北島正元編『近世の支配体制と社会構造』吉川弘文館, 1983), 79-127頁。②丹羽邦男「近世における山野河海の所有・支配と明治の変革」(朝尾直弘ほか編『日本の社会史2』, 岩波書店, 1987), 173-213頁などがある。
 - 17) 前掲16) ②207頁。
 - 18) 例えば, 幕府撰元禄国絵図の調製に際して, 福岡藩では本格的な測量を実施したことが知られている(川村博忠「元禄国絵図の調整と国境整備—筑前福岡藩の場合—」(歴史地理学会編『歴史地理学紀要17 政治区画の歴史地理』歴史地理学会, 1975), 61-75頁。古賀敏朗「元禄国絵図よりみた県境紛争—佐賀・福岡県の場合—」新地理24-3, 1976, 26-27頁)。
 - 19) 幕府撰元禄国絵図では国境の糾正が求められたが, 隣国との国境付近には「山国境不相知」との文言がみられる。これは争論を回避するために用いられた手法とされる(杉本史子『領域支配の展開と近世』山川出版社, 1999, 186-189頁)。
 - 20) 喜多祐子「近代初頭の比叡山国界図—国界から県境へ—」華頂博物館学術研究10, 2003, 4頁。
 - 21) 柏原祐泉「維新政治の成立と仏教」『日本宗教史 近代』吉川弘文館, 1990, 43-44頁。
 - 22) 秋田県編『秋田県史 第5巻 明治編』歴史図書社, 1977, 1094頁。
 - 23) 宇野俊一「明治地方制度の確立と府県境問題—千葉県と埼玉県・東京府との境域画定を中心に—」千葉史学32, 1998, 10-11頁。
 - 24) 前掲20) 4頁。
 - 25) 滋賀県史編さん室編『滋賀県年表』滋賀県, 1985, 8頁。
 - 26) ①京都府立総合資料館編「京都府の成立」『京都市町村合併史』京都府, 1968, 15-17頁。②同編『京都府百年の資料 七 建設交通通信編』京都府, 1972, 6-7頁。

- 27) 前掲20) 3-15頁。
- 28) 景山春樹「比叡山寺の規模と構成」『比叡山』角川書店、1975、70-79頁。
- 29) 平山敏治郎「山城八瀬村赦免地一件（一）」人文研究23-10、1972、29-43頁。平山敏治郎「山城八瀬村赦免地一件（二）」人文研究24-10、1972、37-58頁。平山敏治郎「山城八瀬村赦免地一件 補遺」成城文藝101、1982、29-50頁。
- 30) ①杉本史子「宝永五年山門結界裁許裏書絵図をめぐって（その二・その三）—八瀬童子会本の検討—」東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信13・16、2001・2002。②小野寺淳「宝永五年山門結界裁許裏書絵図をめぐって（その四）—八瀬・比叡山フィールド・ノートより—」東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信17、2002、8-9頁。③宇野日出生「延暦寺との争論く生死をかけた闘い」『八瀬童子—歴史と文化—』思文閣出版、2007、85-96頁。
- 31) 『公文録 京都府之部一 辛未六月』、国立公文書館蔵。
- 32) 前掲31)。
- 33) 「前記立会日8月21日トスルノ件往復」（明へ61-32）、滋賀県庁蔵。
- 34) 「比叡山内城江国境二付山門ノ意取糺二関スル往復」（明へ61-33）、滋賀県庁蔵。
- 35) 『公文録 明治六年起五月止七月 京都府之部 全』、国立公文書館蔵。
- 36) 「日枝山国界調日誌 付比叡山上路経略図」（明へ61-25）、滋賀県庁蔵。
- 37) 「比叡山内城江国境二付再応実地見分二関スル往復」（明へ61-34）、滋賀県庁蔵。前掲26) ①16頁。
- 38) 前掲37)。京都府では、明治5年7月から壬申地券（郡村地券）の交付が着手された。申請にあたっては、各土地所有者から「地券御渡願」、「地引絵図」（耕地絵図）、「検地帳」を添えて府に提出しなければならなかったという（竹林忠男「京都府における地租改正ならびに地籍編纂事業（下）」資料館紀要25、1997、115-116頁）。
- 39) 前掲37)。
- 40) 前掲35)。
- 41) 前掲35)。
- 42) 「比叡山上城江国界榜示取建立会ノ件打合せ」（明へ61-13）、滋賀県庁蔵。
- 43) 「比叡山上城江国界榜示取建二付上申」（明へ61-12）、滋賀県庁蔵。その後、明治9（1876）年6月に、重子石以西にあった滋賀県山中村の地所が京都府白川村へ編入されている（前掲20) 8-9頁）。
- 44) 前掲26) ①16頁。
- 45) 前掲34)。
- 46) 明治5年10月の両府県の官員による調査以降、滋賀県がその結果を政府へ報告すべきところ、「早速何可差出候處取調之口様も有之、其後遅延相成候」と京都府へ申告している（前掲37)）。また、翌6年5月に府が政府に指示を催促した際に、政府は「京都府申立之趣至当之趣被存候へ共、片言ヲ以テ断シ難キ事二付」と述べている（前掲34)）。
- 47) 前掲35)。
- 48) 前掲34)。
- 49) 前掲34)。
- 50) 前掲34)。
- 51) 前掲34)。
- 52) 前掲37)。
- 53) 前掲35)。
- 54) 前掲35)。府県境が画定した直後の明治7年1月、京都府白川村と滋賀県山中村との境界にあるせり合地蔵石を鉄道御用のため伐割する計画があったが、国界を示すメルクマールであるため、滋賀県では認可しなかったというエピソードがある（前掲25) 12頁）。
- 55) 前掲34)。前掲35)。
- 56) 地形図上に各主体の主張を記すと、図が煩雑になる。しかも、現在、具体的な位置を特定できない箇所も含まれているため、ここでは概念図として示した。
- 57) 前掲34)。
- 58) 前掲35)。
- 59) 前掲34)。前掲35)。
- 60) 前掲34)。
- 61) 前掲20) 11頁。
- 62) 前掲36)。

- 63) 前掲36)。
- 64) 前掲36)。
- 65) 前掲36)。なお京都府立総合資料館によれば、引用元はわかりかねるが、滋賀県坂本村は「南は四明山西之平を向島越から見通し、北は釈迦多宝より小峰山波舟山の峰通一本杉を見通し、東を近江領、西が山城領」と主張したとある(前掲26)①17頁)。「向島越」に相当する箇所は比叡山一帯には見当たらないことから、「白鳥越」の誤読と思われる。
- 66) ここでは、鞍馬寺の境内からみた比叡山の山並みが描かれている。
- 67) 前掲35)。
- 68) 喜多祐子「国絵図にみる比叡山一山城・近江国界を中心に」歴史文化研究3, 2013, 22-33頁。
- 69) 加治 隆「自然環境保全における「結界」の役割—比叡山結界の歴史の変遷過程—」造園雑誌46-5, 1983, 75頁。
- 70) 八瀬童子会文書の中に「老中連署山門結界絵図」(原本)が現存する。これを影写したものが、東京大学史料編纂所、陽明文庫にある(小野寺淳研究代表者『八瀬童子の空間認識と歴史意識—日常・非日常的空間への歴史地理学的アプローチ』平成15・16年度科学研究費補助金基盤研究(C)(1)研究成果報告書, 2005)。
- 71) 止観院文書「宝永度當山 西表坂結界地御檢分手續之拔書」, 叡山文庫蔵。
- 72) 前掲35)。
- 73) 前掲35)。
- 74) 白線の範囲は現在の琵琶湖国定公園界に相当する(前掲69)76頁)。
- 75) 墨線は、明治前期の八瀬村と比叡山官有地の境界線とおおむね一致するという(前掲30)②8頁)。
- 76) 「城江国堺御調之儀二付奉懇願口上覚 山門」(明へ61-4), 滋賀県庁蔵。
- 77) 寺尾宏二「山門領花ヶ谷の採鑛問題」『明治初期京都経済史』大雅堂, 1943, 243頁。
- 78) 同地付近には、現在も採石場跡地が多数残存している(旧京都府愛宕郡郡役所編『洛北誌』大学堂書店, 1970, 69, 90頁, 1911年初出。京都市『史料 京都の歴史 第8巻 左京区』平凡社, 1985, 336-339頁)。
- 79) 前掲77)250頁。
- 80) 『太政類典第二編 第百十九卷』(第三類 地方二十九・土地處分十二), 国立公文書館蔵。前掲77)243-246頁。
- 81) 前掲80)。
- 82) 前掲77)243頁。
- 83) 前掲38)115頁。
- 84) 明田鉄男『維新 京都を救った豪腕知事—榎村正直と町衆たち—』小学館, 2004, 53-54, 75-92頁。
- 85) 前掲31)。前掲80)。
- 86) 前掲77)255頁。
- 87) 前掲77)248-249頁。前掲80)。
- 88) 前掲9)87-91頁。

The Process of Demarcating the Kyoto-Shiga Prefectural Border in Mt. Hiei (Hiei-zan)

KITA Yuko

This paper deals with the process of demarcating two prefectures in Mt. Hiei (Hiei-zan). The mountain forms a border between Kyoto and Shiga prefectures.

We found that the prefectural offices, the Sanmon (the Mountain Order of the temple, Enryaku-ji), and local villages in both prefectures had different opinions on where the border should be.

When the *kumiezu* (Japanese provincial land maps) were created under the Tokugawa Shogunate, and the map which demarcated the *kekkaï* (the boundaries of a sacred place) during the Hōei period (1704-1711) were drawn, the Yamashiro-Omi border (the former prefectural boundary) was confirmed. It is clear that this was different to the opinion of the Sanmon. A law called “Agechi-rei” was enacted in 1871, and the territory of the Sanmon, except for the precincts, was forfeited to the Government. The prefectural border was going to cut through the holy precincts, which meant that their social and economic base was going to collapse. They desired earnestly for the border to be set outside this area, so that they could continue to control additional territory from within the boundaries of their sacred place. However, their desires were not fulfilled.

The result turned out to be favorable for the villages in Kyoto. This is because the area was closely associated with the lives of the villagers. Some of them had quarried granite on a southwest-facing slope of Mt. Hiei. In those days, there was also a plan to mine ore there. In order to secure their livelihoods, they felt the land had to belong to Kyoto Prefecture.

For the Kyoto Prefectural Office, it was a golden opportunity to suppress the Sanmon. The prefectural offices would have jurisdiction over the land forfeited under the terms of the Agechi-rei. In addition, after the relocation of the capital to Tokyo, court nobles and former samurai also moved to Tokyo, and local industries were declining. The Kyoto Prefectural Office needed to establish a source of finance. The land, which could be mined for granite and ore, was attractive, not only for the villages, but also for the Kyoto Prefectural Office. Therefore, the Kyoto Prefectural Office wished to influence where the border was to be drawn.

In order to achieve this, the Kyoto Prefectural Office exerted strong influence on both the Government and the Shiga Prefectural Office. The Shiga Prefectural Office agreed with the suggestion of the Kyoto Prefectural Office. There were clearly differing degrees of enthusiasm of the two prefectures. A similar example was identified in the case of Mt. Haku (Haku-san).

In the Meiji era, when feudal clans were abolished, and prefectures were established, it was necessary to establish prefectural borders in order to define the prefectures. This is because both the Government and the prefectures needed to implement their policies in the villages and the temples. However, not all prefecture borders were demarcated by the prefectural offices. It is important to consider how local differences developed concerning borders in the Meiji era. It must be assumed that there were many types of prefectural offices all over Japan, each of which had a different approach to the issues of borders. This, therefore, resulted in some prefectural borders being clearly demarcated, while others were not so clearly defined at that time.

Key words: Prefectural boundary, Mt. Hiei-zan, Kyoto Prefecture, Shiga Prefecture, Hanagatani